

【①-2-1】上水道の設置・管理に関する事務

区の総括（論点整理）	都の総括（論点整理）
◇上水道に関する事務のうち、水源の確保は、特別区の区域を越えた対応が必要であり、都のレベルでも確保しきれず、国のレベルでの対応も含めて処理されている現状にあり、取水・導水施設の設置・管理と合わせて、現行どおり都及び国が担う方向で検討すべきである。 ◇水源の確保以外の上水道に関する事務は、歴史的経緯から都が実施してきたが、本来住民生活に直結した事務であり、住民の身近なところで、その監視のもとに、他の施策と合わせて総合的な行政による効果的な処理を行う必要がある。 ◇とりわけ、配水施設などの設置・維持管理、料金徴収などに関する事務については、住民の声の反映や利便の向上、道路管理との一体的対応による効率化などの効果も期待できるため、区が担う方向で検討すべきである。 ◇浄水場から配水施設までの間は、水源との関係もあり、広域的な対応が必要であるが、特別区間の連携による対応も可能なことから、配水施設などの設置・維持管理と合わせて効果的に処理できるよう、区が担う方向で検討すべきである。 ◇しかしながら、特別区の区域は独自に水源が確保できないことに加え、市街地が連担して面的にも効率的な施設配置が必要であり、従来都が一元的に整備してきたことから、個々の区毎に施設設備を分割できない状態にあることも事実である。さらに、都は、特別区の区域にとどまらず、都内市町村のほとんどの区域も含めて水道事業を一元的に管理しており、東京の水道は県営水道として営まれているとも言える。現行の給水区域単位の体系を引き継ぎつつ、広域連携と各区処理の最適な組み合わせを図ることで、支障は生じないものと考えられるが、民間委託の状況も含めた都の事業実態をさらに時間をかけて把握し、広域処理のあり方も踏まえた課題の整理を行う必要がある。 ◇よって、本事務は、「移管の是非を引き続き検討する事務」として一旦整理し、今後の検討の中で都区の認識の共有化を図っていくこととすべきである。なお、今後の検討にあたっては、移管が可能なものから順次移管する等の柔軟な対応も考慮すべきである。	◇水道事業は、生活インフラストラクチャーとして不可欠であり、特に人口や業務・居住機能が高度に集積し、市街地が連たんしている特別区の区域においては、一の主体がライフラインを運営することが都市機能を十全にする上で極めて重要である。 ◇移管の是非の検討に当たっては、単に基礎自治体優先の原則だけで方向付けを行うべきでなく、都民・区民サービスの向上の観点からの検証が重要である。都で一体的に行っている事業を分割し、移管の方向付けをするに当たっては、他の市町村で行っているという理由だけでは、都民・区民への説明責任を果たしたことにはならない。 ◇区部の水道は既に一体の施設として整備されており、水系間の相互運用やバックアップにより、多摩地域を含めた都全体（未統合の市町を除く）で広域的に水運用を行っている。また、定期検針やメータの取替えなどの業務は既にほとんどが民間委託されており、各種受付や相談もお客さまセンターで集中的に処理することにより、高いサービス水準と効率的な運営を可能にしている。 ◇また、複数の自治体による共同処理としては、一部事務組合や広域連合が考えられるが、長や議員を住民が直接選挙で選ぶことができなくなり、住民自治が後退するおそれがある。むしろ、住民の直接選挙によって選ばれた都議会議員を通じて住民の意思が直接反映される都による執行の方が、住民自治の観点からは望ましいものと考えられる。 ◇水道事業は装置産業であり、規模の経済が働きやすい。また、地形の高低差を利用した施設配置も広域を対象にすればこそ可能になる。さらに、水道事業は、ダムや浄水施設等の維持管理、水質管理、管路の整備、配水調整、漏水防止など、高い技術とその総合的な活用が必要とされる。技術系職員約2500人を擁し、高い専門性を有する都の水道局は、わが国における水道の技術発展をリードしている。 ◇東京都水道局はわが国最大の水道事業体であり、規模・質ともに他の市町村水道とは一線を画している。こうした大規模事業を移管により分割することは、都民・区民サービスが低下するとともに、共同処理方式をとれば意思決定が住民から遠ざかり、住民自治が後退するとも考えられる。また、現行において都の水道事業が有している効率性、事業効果、専門性をも低下させるおそれがある。よって、本事務については、将来的にも都が担うべきと考える。 ◇今後とも現在の都の認識は変わらないものとするが、都側・区側の評価が異なった場合のこれまでの本検討での方向付けの前例にならい、やむを得ず「移管の是非を引き続き検討する事務」として一旦整理することとする。

【①-3-1】公共下水道の設置・管理に関する事務

区の総括（論点整理）	都の総括（論点整理）
◇下水道の設置・管理に関する事務は、歴史的経緯から都が実施してきたが、本来住民生活に直結した事務であり、住民の身近なところで、その監視のもとに、他の施策と合わせて総合的な行政による効果的な処理を行う必要がある。 ◇とりわけ、住民の用に供する下水道（枝線管きょなど）の設置・管理については、現行法においても都との協議が整うことを前提に特別区の事務とされているものであり、一定の地域においては都から受託して区が整備した実績もある。住民の声の反映や利便の向上、道路管理との一体的対応による効率化などの効果も期待できるため、区が担う方向で検討すべきである。 ◇幹線管きょや終末処理場の設置・管理については、複数区にまたがる流域下水道であることから、原則府県の事務であり、広域的な対応が必要であるが、特別区間の連携による対応も可能なことから、枝線管きょなどの設置・管理と合わせて効果的に処理できるよう、区が担う方向で検討すべきである。 ◇しかしながら、特別区の区域は市街地が連担して面的にも効率的な施設配置が必要であり、従来都が一元的に整備してきたことから、個々の区毎に施設設備を分割できない状態にあることも事実である。現行の処理区単位の体系を引き継ぎつつ、広域連携と各区処理の最適な組み合わせを図ることで、支障は生じないものと考えられるが、民間委託の状況も含めた都の事業実態をさらに時間をかけて把握し、課題の整理を行う必要がある。 ◇よって、本事務は、「移管の是非を引き続き検討する事務」として一旦整理し、今後の検討の中で都区の認識の共有化を図っていくこととすべきである。なお、今後の検討にあたっては、移管が可能なものから順次移管する等の柔軟な対応も考慮すべきである。	◇下水道事業は、都市生活に欠かせない基本的な都市基盤施設であり、特に人口や業務・居住機能が高度に集積し、市街地が連たんしている特別区の区域においては、一の主体が都市基盤施設を運営することが都市機能を十全にする上で極めて重要である。 ◇移管の是非の検討に当たっては、単に基礎自治体優先の原則だけで方向付けを行うべきでなく、都民・区民サービスの向上の観点からの検証が重要である。都で一体的に行っている事業を分割し、移管の方向付けをするに当たっては、他の市町村で行っているという理由だけでは、都民・区民への説明責任を果たしたことにはならない。 ◇区部の公共下水道は既に一体の施設として整備されており、ポンプ所の広域的遠隔操作、汚泥処理・再資源化の集約処理など、特別区の区域を越えて、広域的な対応を行っている。また、環境負荷の低減にあたっては、合流式下水道の改善や高度処理の推進、汚水処理により発生する温室効果ガスの削減などを推進していく必要があるが、これらは広域的に実施することが効果的である。さらに、浸水対策については、1時間50mmの降雨（地下街などを有する地区においては70mm）にまで対応できる施設整備を進め、浸水被害の軽減を図ってきた。しかし、依然として、地下街など浸水被害の危険性が高い地区を抱えており、その対策については、今後も、都が広域的な観点から重点的に整備を進めていくことが有効である。加えて、施設の老朽度合や維持管理コストなどが区ごとに異なるので、分割すれば必要な投資額や管理経費に差が生じることから、料金の地域格差につながり、都民・区民サービスが低下するおそれがある。 ◇また、複数の自治体による共同処理としては、一部事務組合や広域連合が考えられるが、長や議員を住民が直接選挙で選ぶことができなくなり、住民自治が後退するおそれがある。むしろ、住民の直接選挙によって選ばれた都議会議員を通じて住民の意思が直接反映される都による執行の方が、住民自治の観点からは望ましいものと考えられる。 ◇下水道事業は装置産業であり、規模の経済が働きやすい。また、地形の高低差を利用した施設配置も広域を対象にすればこそ可能になる。さらに、下水道事業は、土木、機械、電気、水質、建築など多様な職種の総合力により成り立っており、技術系職員約2500人を擁し、高い専門性を有する都の下水道局は、わが国における下水道の技術発展をリードしている。 ◇東京都下水道局はわが国最大の下水道事業体であり、規模・質ともに他の市町村下水道とは一線を画している。こうした大規模事業を移管により分割することは都民・区民サービスが低下するとともに、共同処理方式をとれば意思決定が住民から遠ざかり、住民自治が後退するとも考えられる。また、現行において都の下水道事業が有している効率性、事業効果、専門性をも低下させるおそれがある。よって、本事務については、将来的にも都が担うべきと考える。 ◇今後とも現在の都の認識は変わらないものとするが、都側・区側の評価が異なった場合のこれまでの本検討での方向付けの前例にならい、やむを得ず「移管の是非を引き続き検討する事務」として一旦整理することとする。